

令和2年度滋賀県食の安全・安心審議会 開催概要

1 日時

令和2年8月26日（水）午前10時から正午まで

2 場所

大津合同庁舎 7-A会議室

3 出席委員

市村委員、雲林院委員、大塚委員、奥村委員、佐々木委員、鮫島委員、澤田委員、田村委員、新山委員（Web会議での参加）、福渡委員（会長）、三ツ矢委員、目片委員、山路委員

4 欠席委員

辻本委員、八木委員

5 事務局

川北生活衛生課長、長宗食の安全推進室長、並河同室長補佐、吉田、中澤、伊藤
【関係各課】

健康寿命推進課（井上副主幹）、薬務課（太田主査）、
食のブランド推進課（上野主任主事）、農業経営課（有元副主幹）、
畜産課（西村技師）、水産課（臼杵主幹）、保健体育課（涌井主幹）

6 内容

《開会》

1 健康医療福祉部長あいさつ

2 委員紹介

・会議の成立報告

3 会長の選出について

・会長選出

委員の互選により、福渡委員が会長に選出されました。

・会長代理の指名

福渡会長から新山委員が会長代理に指名されました。

4 議題

(1) 滋賀県食の安全・安心推進計画に基づく2019年度の施策の実施状況等について

(2) 滋賀県食品衛生基準条例の一部改正（素案）について

(3) その他

《閉会》

生活衛生課長あいさつ

7 議事

会長が議長となり議事に入りました。

(議長)

まず、議題(1)「推進計画に基づく令和元年度の施策の実施状況と令和2年度の取組計画について」ですが、報告いただく前に、(第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画および食品衛生法の一部改正の概要について、簡単にご説明願います。

(事務局)

※ 資料1について説明

(議長)

説明いただきましたので、それでは、「推進計画に基づく令和元年度の施策の実施状況および令和2年度の取組計画について」、報告をお願いします。

15の施策のうち、施策8までをお願いします。

説明は簡潔明瞭にさせていただき、出来る限り質疑応答の時間を多く取るようにして会議を進めたいと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)

※ 資料2について説明

(議長)

ありがとうございます。施策1から施策8までの報告でした。

ただ今の報告に対しまして、御質問等がございましたら、どなたからでも結構ですので、お願いします。

(委員)

3点ございます。

まず1点目が食品衛生法の改正の関係ですが、今年の6月に施行され、来年6月まで1年間の猶予期間があり、全ての食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理の実施が求められるということから、その周知として講習会を計画いただいておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、なかなか会議等が開催できない状況もあるかと思えます。そのような状況を鑑みて何か周知方法等の検討がされていれば、その状況を教えてください。

2点目が、食中毒については、コロナの関係で飲食店は利用が少なく、そのため食中毒も少ないかと思えますが、逆に家庭の中での食事が増えているということで、家庭における食中毒が考えられます。食中毒注意報を気温等により発令されていますが、家庭内の食中毒を防ぐために何かされていることはありますか。

3点目が、県内の農産物は滋賀県で検査しており、その結果、農薬が基準値を超過するものは検出されないことを確認されておられますが、県外で生産される農産物を滋賀県で検査されないのは、他の県で同様の検査をされていて残留農薬については確認済みであるという考え方でよかったですでしょうか。

(事務局)

まず1点目のHACCPに沿った衛生管理の実施に伴う講習会ですが、委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、講習会形式での開催が困難な状況でございます。密を避けソーシャルディスタンスを保った形での講習会とするのか、講習会は断念して資料の配布に代えるのか等検討しているところであります。決定いたしましたら、対象の方には御案内させていただき予定でございます。

2点目の家庭内の食中毒対策につきましては、今年度新たにテイクアウトを開始した飲食店等に対する食中毒予防のリーフレットの配布や監視指導を実施しております。

3点目の残留農薬の検査対象品目ですが、委員のおっしゃるとおりでして、県外産の農産物についてはそれぞれの自治体においてしっかりと管理、また必要に応じて検査されているという考え方で、滋賀県では検査対象品目を県内産農産物および県内に流通する輸入農産物に絞って残留農薬検査を実施しております。

(委員)

食品衛生法が改正されて、問い合わせも増えているかと思いますが、メール等Webでの問い合わせも可能なのでしょうか。

また、家庭内の食中毒について、家庭に対する食中毒予防の啓発として何かされているものはありますか。

(事務局)

問い合わせに関しましては、新型コロナウイルス感染症が発生する前からメールでお問い合わせいただいた御質問についても対応させていただいております。

また、家庭における食品の取扱いにつきましては、従来からですが、家庭における食中毒予防ということで、6つのポイントにまとめたパンフレットをホームページに掲載しております。今後、一層の周知に努めてまいります。

現在は、対面式の講習会の開催等が困難であるという状況から、朝6時50分からのしらがテレビ等を活用してカンピロバクター食中毒予防等の啓発を行っております。

(委員)

今の情報発信について、私もしらがメールは登録しておりますが、先日、県の施設を訪れたときに、しらがLINEもあるということをお案内いただき、初めて知りました。

事業者は御存知かもしれませんが、子育て世代は忙しいので、自分から情報を取りに行くことは困難です。しらがLINEでしっかりとこちらに伝わるような仕組みを構築する必要があるのではないのでしょうか。

しらがメールの登録者数を増やすことを目標にするのであればもう少し周

知が必要ではないでしょうか。

また、例えば何曜日にどういう情報が発信されるだとかある程度決まっていた方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

しらがメールについては、食品関係の該当啓発のみならず、県主催のイベントや公的機関等にしらがメールのリーフレットを設置する等あらゆる機会を通じて周知を進めているところです。

また、配信する情報については、登録時に配信を希望される分野を選択いただくことで登録者の方が必要な情報のみが配信されるようになっております

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、施策9から施策15までの報告をお願いします。

(事務局)

※ 資料2について説明

(議長)

ありがとうございました。

ただ今の報告に対しまして、御質問等がございましたら、どなたからでも結構ですので、お願いします。

(委員)

施策12 適正な食品表示の推進と施策14 地産地消の推進の2点についてです。

まず、食品表示については、言うまでもなく安全・安心な情報を消費者に発信しているというだけでなく、食品の選択に資するという面もございます。

そういった中で、昨年度は栄養成分表示が義務化され、今後は加工食品の原料原産地表示の対応も求められます。そういった中で今後も適正な食品表示について御指導をお願いしたいと思っております。

また、施策14 地産地消の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響を様々な分野の事業者が影響を受けておりますが、農業水産業の分野の事業者も多大な影響を受けております。例えば、牛肉については牛肉の需要が減少していたり、いろんなイベントがなくなっていることに伴いお茶の需要も減少しています。滋賀県においても、ぜひ地産地消の推進をお願いしたいと考えております。

(事務局)

食品表示につきましては、今後もいろいろなお問い合わせがあると思っておりますが、しっかりと対応してまいります。

地産地消につきましても、食の安全の視点に立って推進してまいりますし、関係課においても、それぞれの施策を実施して地産地消の推進を図ってまいります。

(委員)

質問ではなく意見です。

施策 10 の食品の安全性の確保につきまして、昨年から各地域で衛生管理計画作成講習会を開催していただきありがたかったのですが、今年度は新型コロナウイルス感染症が発生し、事業者は経営で精一杯の状況があることから、H A C C P が忘れ去られています。7月の巡回指導でもそのような意見が多かったところです。

そのため、昨年度の講習会を受講できていない事業者に対しては、せめて資料の郵送でもよいのでしっかりとフォローしてほしいと考えております。罰則規定がないこともあり事業者の多くはH A C C P に沿った衛生管理の意識がありません。令和3年6月の完全施行に間に合うか懸念しております。

また、食品衛生協会は県内に8か所支所があり、それぞれで8月の食品衛生月間に啓発を実施しており、その際に先ほど質問のあった家庭における食中毒についても啓発しております。

なお、例年、保育所等において食育として手洗い教室を開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により見送っております。

(事務局)

法改正の周知につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で一堂に集まるのは難しい状況にあり、通知による代替手段も検討しているところでございます。

(委員)

試験検査を実施している衛生科学センターにおいては、現在、新型コロナウイルスのPCR検査を優先して実施しているということでしたが、そうすると食品の検査への影響が心配されます。食の安全というのも大変大事なことなので、県内の民間の検査機関での試験検査は検討されているのか教えていただけますでしょうか。また、行政処分を伴うので、公的検査機関でないといけないのかということも教えていただけますでしょうか。

また、肉や魚、湖魚もそうですが、需要が減り価格が減少してしまい、売れないという状況ですが、国や県の補助金制度により、学校給食に食材を供給する際の価格の一部を補填できるという補助金がこの9月から始まります。

食材を供給する立場として知りたいのですが、学校給食の現場では新型コロナウイルス感染症にも気を付けながら食中毒にも気を付けて、大変な御苦労があると認識しております。どのような取り組みをされているのでしょうか。今後の参考としたいと考えております。

(事務局)

試験検査については、委員おっしゃるように衛生科学センターではPCR検査を優先して実施しており、検体数もかなり増えており、総動員に近い形でやっているのが現状でございます。

そのため、食品検査の多くは見合わせているものがありますが、緊急的な検査につきましては、必ず必要なものですので衛生科学センターで実施できるよう調整を進めているところでございます。ただし、外部での検査についても同時に検討を進めているところでございます。現在、食中毒調査等の検査につきましては、大津市に検査を依頼しております。

(事務局)

委員のおっしゃられた補助金については、まさに今週、各給食センターに活用の希望調査のアンケートを実施するところです。

給食の現場では、いつも以上に消毒を徹底するということがかなり業務量が増えているところです。本来であればまだ夏休み期間中ですが、既に学校が再開され、給食の提供を開始しております。暑い日々が続いており食中毒のリスクも高いことから、簡易な食事を提供することで、安心な食事を提供するよう心がけております。

今後、暑さは和らいでできますが、新型コロナウイルス感染症対策はまだまだ継続する必要があり、なるべく簡単な調理のメニューを提案できるとよいかと考えております。

(議長)

他にいかがでしょうか。

では、他に御質問等がないようでしたら、時間もございませんので、この議題につきましては終了とさせていただきます。次に、議題2「滋賀県食品衛生基準条例の一部改正（素案）」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

※ 資料1、資料3および資料4について説明

(議長)

ありがとうございました。

ただ今の報告に対しまして、御質問等がございましたら、どなたからでも結構ですので、お願いします。

特にないようでしたら、この議題につきましては以上とさせていただきます。

(議長)

それでは、次に報告事項に移らせていただきます。

「令和2年度県政モニターアンケート結果について」事務局から報告をお願い

します。

(事務局)

※ 資料5について説明

(議長)

ただ今の報告に対しまして、御質問等がございましたら、どなたからでも結構ですので、お願いします。

(委員)

10年間で信頼感が回復した理由は何かございますか。

(事務局)

信頼感が低下した時期というのは、大きな食品事故・事件が発生した時期と重なっていることが要因ではないかと考えております。

また、年間で計画している監視指導に加えて、緊急および臨時的なプラスアルファの監視指導、リスクコミュニケーションの実施や衛生講習会の開催等の積み重ねによるものかと考えております。

(委員)

先ほど、幼稚園児や保育園児に対する食育の話がありましたが、未就学児の親もこのような不安を感じていると思うので、ぜひ未就学児を対象とした親子で参加できるイベントの開催も検討いただくよう要望します。

(委員)

問5、6以降「信頼している」、「どちらかという信頼している」と回答している方が多くおられますが、その一方で、問1においては「不安を感じている」または「どちらかという不安を感じている」と回答された方が合計43%もおられ、この結果にはギャップを感じます。このことについてはどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

様々な考え方がありますが、例えば、輸入食品には不安を感じている、県内産は安全だとの意識の問題もありますし、過去のBSE発生でしたり、大手乳業メーカーによる事故だとかその時代ごとの背景があります。これらのニーズに合わせた内容で、シンポジウムや意見交換会を開催しております。

今後、これらのギャップについては、意見交換会の開催等で皆様の御意見やお考えを伺ってまいりたいと考えております。

(議長)

時間が差し迫っておりますので、報告事項につきましては終了とさせていただきます。これをもちまして全ての議題を終了させていただきます。

熱心な御審議、どうもありがとうございました。